

渋川市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、渋川市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）について必要な事項を定めることにより、建設業の健全な発展を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施工の確保ができると認められる場合とする。

(種類)

第3条 共同企業体の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体建設工事の特性に着目して渋川市の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体の対象工事の種類及び規模は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

ア 技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物、及び建築、設備等の建設工事）

イ 新技術・新工法の研究開発を目的とする研究開発型工事及び新技術・新工法の実用化を目的とする実験型工事等技術力を結成して行う建設工事

ウ 特殊工法を内容とすること等により地元企業への建設技術の移転を目的として行う建設工事、又はその他市長が特に必要と認めた建設工事

(2) 対象工事の規模

業 種	規 模
土 木 一 式 工 事	2 億 円 以 上
建 築 一 式 工 事	3 億 円 以 上
電 気 ・ 電 気 通 信 ・ 管 (設 備) 専 門 工 事	2 億 円 以 上
造 園 工 事	1 億 円 以 上
そ の 他 の 専 門 工 事	1 億 円 以 上

2 経常建設共同企業体の対象工事の種類及び規模は、渋川市建設工事等請負業者選定要領（平成18年施行。以下「選定要領」という。）第13条に規定する単体企業への発注標準金額区分の場合に準ずる。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として選定要領第10条に基づく工事請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）における等級格付が選定要領第6条に規定するA等級に属する者の組合せとする。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として有資格業者名簿における等級格付が選定要領第6条に規定するA等級に属する者以外の者で、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 渋川市建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別毎に格付けを受けていること。

(2) 当該建設工事に対応する許可業種につき、許可後3年を超える営業年数を有すること。

(3) 原則として、当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ当該建設工事と同種の工事を施工した経験を有すること。

(4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(5) その他、公示に定めた要件。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 渋川市建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別毎に格付けを受けていること。

(2) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後3年を超える営業年数を有すること。

(3) 原則として希望する工事種別につき元請けとしての実績を有すること。

(4) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者、又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置しうること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成率の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該工事に対応する特定建設業の許可を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大（同比率である場合を含む。）とする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。

(有効期間)

第10条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 渋川市が請負契約を締結した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3カ月を経過した日までとする。

(2) 当該工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了する

ものとする。

2 経常建設共同企業体の有効期間は、単体企業の場合に準ずる。

(結成方法)

第11条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 市長は、当該建設工事に合わせて第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条及び第9条の規定に基づき、当該特定建設工事共同企業体に係る構成員の要件、組み合わせ等結成に必要な要件について、掲示の方法をもって公示するものとする。

(2) 特定建設工事共同企業体は、前号の規定に基づいて、任意に結成させるものとする。ただし、構成員は同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

(3) 市長は、指名競争入札で施工を予定する建設工事において、必要とする特定建設工事共同企業体が3組以上結成されなかった場合は、第1号に規定する手続きを再度行うことができるものとする。

2 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。ただし、構成員は2以上の経常建設共同企業体の構成員となることができない。又共同企業体の一員として参加した工事については、単体での入札参加資格はないものとする。

(入札参加申請書類等)

第12条 共同企業体を結成した者が資格審査を申請しようとするときは、次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 共同企業体入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)

(2) 共同企業体協定書

ア 特定建設工事共同企業体協定書(別記様式第2号)

イ 経常建設共同企業体協定書(別記様式第3号)

(3) 誓約書

ア 特定建設工事共同企業体誓約書(別記様式第4号)

イ 経常建設共同企業体誓約書(別記様式第5号)

2 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請は、市長が特に必要と認める工事について、その都度結成させ申請させるものとする。

3 経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請の申請期間は、渋川市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示(平成18年告示第7号)により定める期間とする。

(資格審査)

第13条 共同企業体の資格審査(以下「資格審査」という。)は、単体企業の場合に準ずるものとする。この場合、審査項目は選定要領第19条を、等級格付けは選定要領第6条を適用するものとする。

(特定建設共同企業体の取扱い)

第14条 特定建設工事共同企業体の取り扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 契約管理課長は、結成された特定建設工事共同企業体について第11条第1項の規定に基づく公示で定めた期限までに、第12条に定める共同企業体入札参加資格審査申請書等を1部提出させ、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請依頼書(別記様式第6号)を作成するものとする。

(2) 市長は、選定要領第6条に規定するA等級の業者のみで結成される特定建設工事共同企業体にあつては級別格付け審査を省略し、A等級に格付けされたものとみなし選定要領第3条に定める審査会の適格審査を受け、有資

格業者名簿に追加登載する。この場合に特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書（別記様式第7号）により当該特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

（指名）

第15条 契約管理課長は、特定建設工事共同企業体を指名するときは、渋川市建設工事等入札審査会（平成18年訓令第27号）に諮るものとする。

2 経常建設共同企業体の指名は、単体企業の場合に準ずる。

（混合入札）

第16条 前条までの規定により、特定建設工事共同企業体を結成させて行う工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格業者（本市に建設工事入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別毎に格付けを受けている者）であって、当該工事を確実に円滑に施工することができると認められる者（以下「単体有資格業者」という。）があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合に限るものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めのない事項については、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

渋川市長 様

共同企業体の名称

共同企業体代表者
の住所、名称及び
代表者氏名

印

共同企業体構成員
の住所、名称及び
代表者氏名

印

この度、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため を代表とする（特定、経常）建設工事共同企業体を結成したので、貴市施工の請負工事の入札に参加するため、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

構成員別氏名又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種
希望する工事名			
希望する工事種別			

(注) 共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者は、当該法人の本社のものとする。

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

2 発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

3 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

会社名

住所会社名（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 %

会社名 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工

事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあ
る場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担するべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わ
ない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵担保)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、瑕疵があったときは各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を 通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所有するものとする。

年 月 日

会社名
代表名 印

会社名
代表名 印

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。
(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有してゐたところの出資の割合を、残存構成員が有してゐる出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行われない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵担保)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、瑕疵があつたときは各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり
を締結したので、その証拠としてこの協定書を
押印し、各自所有するものとする。

経常建設工事共同企業体協定
通作成し、各通に構成員が記名

年 月 日

会社名
代表名 印

会社名
代表名 印

経常共同企業体協定書第8条に基づく協定書

発注に係る下記工事については、
経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1	工事の名称	工事
2	出資の割合	会社名 %
		会社名 %

外 は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所有するものとする。

年 月 日

経常共同企業体
代表者 会社名
代表者名 印

会社名
代表社名 印

特定建設工事共同企業体誓約書

特定建設工事共同企業体の全構成員は、下記の要件をすべて要していることを誓約します。

記

- 1 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後 3 年を超える営業年数を有すること。
- 2 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

構成員

構成員

構成員

渋川市長

様

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担当者： (電話番号)

経常建設工事共同企業体誓約書

経常建設工事共同企業体の全構成員は、下記の要件をすべて要していることを誓約します。

記

- 1 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後 3 年を超える営業年数を有すること。
- 2 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者、又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

年 月 日

経常建設工事共同企業体

構成員

構成員

構成員

渋川市長 様

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担当者： (電話番号)

入札審査会委員長 様

契約管理課長

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査依頼書

このことについて、次のとおり特定建設工事共同企業体が結成され、別添のとおり入札参加資格審査申請書が提出されたので審査を依頼します。

番号	特定建設工事共同企業体名	構 成 員	所 在 地
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
合計			

別記様式第7号

契 第 号
年 月 日

様

渋川市長 印

特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定建設工事共同企業体の入札参加資格を下記のとおり認定したので通知します。

記

整理 番号	企 業 体 第 号	申請者所在地	
資 格 の 内 容	工 事 の 種 類		
	格 付 等 級		A
備 考			